

1 2月18日 第3陣避難者訴訟・第5回弁論 期日報告

1 期日の状況

(1) 期日の概要

本期日は、当初予定では午後4時に開始される予定でしたが、東京電力側代理人の多くが乗車されていた電車（常磐線）が人身事故の影響により遅延したことから、午後4時40分頃からの開始となりました。

また、本期日では、原告側より書面提出の予定はなく、東京電力側から「富岡町の現況」なるタイトルの薄い「第1準備書面」が提出（本来であれば遅くとも1週間前までに提出されるべきところ、当日提出されました！！）されたのみでした。

そこで、本期日においては、原告の大楠恵子さんの意見陳述が中心となりました。なお、第1回期日から毎回続けてきた原告の意見陳述は、今回で5人目となります。

(2) 意見陳述の内容

ア 大楠さんは、大熊町の3代目の農家の家に生まれ、県立富岡高校を卒業した後、浪江町の西病院准看護学校に進学し、その後は、准看護師として、双葉病院、富岡町立の老人ホーム東風荘で勤務しており、本件原発事故時は富岡町文化交流センター「学びの森」で看護師として働いていました。

イ 本件事故前に大楠さんが住んでいた「向畑」は別名を野馬形と言い約100軒の集落であり、隣組による冠婚葬祭でのつながりや、婦人会、子供を集めたイベント等のつながりがありました。

納税組合もあって、2年に1回は30人位の参加者を得て旅行をしており、大楠さんの母はこれに積極的に参加していました。大楠さん自身もこれに参加することがありました。

夏には野馬形の盆踊りがあったり、冬には新年会・クリスマス会が催されたりもしていました。

ウ このような大楠さんの「ふるさと」における充実した生活は、本件原発事故によって全て失われてしまいました。

そればかりか、平成24年7月には猛スピードで走行していた白バイとの事故、平成26年11月には横断歩道歩行中に自動車との接触事故に遭い、心身ともに厳しい生活を余儀なくされました。

また、平成28年3月には自宅が完成して入居したものの、入居者である大楠さんと母が大熊からの避難者であると知った隣人からの嫌がら

せに遭い、現在も大変苦勞しているそうです。

エ 大楠さんは、意見陳述の最後を、「原発事故が、私の生涯をかけて築き上げてきたものを全て破壊してしまった」旨の言葉で締めておられました。この言葉は、本件原発事故被害者皆に共通する思いであろうと思われ、大変重たい言葉として深く印象に残りました。

2 今後の予定

次回の期日は、次回期日は2月26日（火）午後4時からとなります（当日配布したサマリーの記載は誤りです。大変申し訳ございませんが、ご注意のほど宜しくお願いします。）。また、次々回期日は4月23日（火）午後4時となる予定です。

さて、前述のとおり、今般東京電力側より提出された書面（被告側「第1準備書面」）は、「富岡町の現況について」とのタイトルのものでした。

当弁護団も、11月に富岡町の視察を行うなど、富岡町の現状に関する理解を深めていたところですので、次回までに前記書面に対する反論の書面を提出する予定です。

また、次回期日においては、東京電力側より、その責任の有無（「責任論」）に関する書面が提出される予定となっています。

なお、最後になります。今回の期日にも、年末のお忙しい時期であるにもかかわらず、多くの原告の方々に傍聴にお越し頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。もっとも、まだ傍聴席に空席が出ている状況であり、まだまだ一人でも多くの原告の方の参加が必要です。原告団の熱気、被害の実態を裁判所に正確に伝えるためには、皆様のご協力が必要なのです。次回はかなり寒い時期とはなりますが、お誘い合わせの上、1人でも多くの原告の方にお越し頂きたく思います。

また、被害実態を裁判官たちに理解して頂くべく、今後も各期日で原告の皆様方に意見陳述を行って頂く予定です。順次お声がけさせていただきますので、お忙しいところとは思いますが、ご協力のほど宜しくお願いします。

以上